

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項  
1 事業の概要

特別会計名：豊橋市下水道事業会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和10年8月10日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	豊橋市	職員数 (H22. 4. 1現在)	96人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	83円 (H21年度)	財政力指数	1.002 (H22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	—	財政力指数 (臨財債振替前)	0.930 (H22年度)
経常収支比率 (%)	89.0 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	8.9 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	88.0 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	豊橋市公共下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道局長 中神 幹雄
既存計画との関係	—
公表の方法等	豊橋市上下水道局ホームページ
基本方針	(1) 業務執行体制の見直し、定員管理について継続的な取り組みを行う。 (2) 民間の経営手法の導入を検討するとともに、職員再任用などによる既存の人的資源の有効活用も検討する。 (3) 公共工事のコスト削減に取り組んでいくとともに、公的資金の繰上償還による支払利息の低減なども検討する。 (4) 下水道使用料収入の増を図るため、水洗化率の向上等対策を検討する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.3%以上 6.5%未満	
		旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		1,181,060.3	2,524,965.4	3,706,025.7
	補償金免除額		293,478.9	639,518.3	932,997.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			1,313,356.9	1,313,356.9

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道	1,914,402.4	1,181,060.3	2,496,442.9	5,591,905.6
	流域建設負担金	29,694.9		28,522.5	58,217.4
	合 計 (A)	1,944,097.3	1,181,060.3	2,524,965.4	5,650,123.0
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	1,944,097.3	1,181,060.3	2,524,965.4	5,650,123.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
	合 計 (A)				
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)				

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道	361,456.4	454,644.7	1,307,693.2	2,123,794.3
	流域建設負担金	4,362.7	4,543.4	5,663.7	14,569.8
	合 計 (A)	365,819.1	459,188.1	1,313,356.9	2,138,364.1
	合 計 (B)				
	公営企業で負担するもの (A)-(B)	365,819.1	459,188.1	1,313,356.9	2,138,364.1

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰入金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の公共下水道は、昭和10年に下水処理を開始して以来、平成16年度までに6回にわたる拡張事業を実施してきた。また、現在は平成17年度から平成22年度までの6か年を計画期間とする第7次拡張事業を実施しているところだが、平成20年度末の普及率は69.5%となっており、中核市39市中25番目（平成20年度『地方公営企業年鑑』より）と低い水準にとどまっている。</p> <p>また、本市の公共下水道はその排水区域の約40%が合流式下水道で整備されているが、雨天時放流水の水質基準に対応していくため、合流式下水道の改善も必要である。これら下水道の整備・改善には多大な資本投下が必要であり、財源確保が大きな課題である。</p> <p>財政収支の状況は、下水道使用料を改定した平成7年度以降、単年度純利益を計上している。しかし、水需要の減少傾向に伴い下水道使用料の伸びはあまり期待できない状況となっており、また、平成22年度末を予定している中島処理場分流処理施設の供用開始に伴い多額の維持管理費及び減価償却費の発生が見込まれることから、平成23年度以降は厳しい状況が予想される。</p>
経営課題	<p><b>課 題 ① サービス供給コストの節減合理化</b>            継続的な事務事業の見直しのもと、さらなる経営の効率化のため人件費や物件費等の削減を図り、供給コストの節減が必要である。</p> <p><b>課 題 ② 収入の確保</b>            平成20年度末の水洗化率は95.9%と、中核市39市中10番目（平成20年度『地方公営企業年鑑』より）と上位に位置しているが、さらなる使用料収入の増を図るため、積極的な水洗化率向上対策を実施していく必要がある。</p> <p><b>課 題 ③ 定員管理及び給与の適正合理化</b>            これまでも業務の見直し、組織の統合、施設の維持管理業務の委託化、再任用化など継続的な取り組みによる適正な定員管理を行ってきたが、今後も同様に適正合理化に取り組んでいくことが必要である。</p> <p><b>課 題 ④ 民間的経営手法の導入</b>            近年の厳しい財政状況の中、民間のノウハウを活用し、事業の合理化を図っていくことを検討する。ただし、この手法の導入は、合理化が進む一方で、リスク管理や市職員の技能継承について課題を持つことから、導入にあたって十分に比較検討することが必要である。</p> <p><b>課 題 ⑤ 維持管理費の縮減</b>            分流処理施設の供用開始に伴い、新たな経費の発生は避けられないが、効率的な施設の運転等による維持管理費の縮減を図り、使用料回収率を向上させる必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	1. 企 業 債	2,076	1,561	2,431	1,735	1,413	5,397	2,284	1,294	989	1,108
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	1,174	1,125	1,030	761	679	683	935	870	804	753
	3. 他 会 計 補 助 金	428	408	363	312	327	238	192	173	182	191
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	1,491	1,693	1,397	1,206	975	1,151	807	789	624	761
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金	22	65	95	78	95	92	25	39	34	32
	9. そ の 他										
	計 (A)	5,191	4,852	5,316	4,092	3,489	7,561	4,243	3,165	2,633	2,845
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	97	98	9	61	117					
	純 計 (A)-(B) (C)	5,094	4,754	5,307	4,031	3,372	7,561	4,243	3,165	2,633	2,845
	1. 建 設 改 良 費	3,219	3,906	3,814	3,493	2,980	3,426	2,532	2,719	2,244	2,498
	うち職員給与費	337	320	313	303	299	304	295	295	295	295
	2. 企 業 債 償 還 金	3,967	2,874	3,641	2,895	2,961	6,771	4,154	2,870	2,821	2,804
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
	5. そ の 他										
	計 (D)	7,186	6,780	7,455	6,388	5,941	10,197	6,686	5,589	5,065	5,302
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	2,092	2,026	2,148	2,357	2,569	2,636	2,443	2,424	2,432	2,457	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,891	1,841	1,948	2,152	2,126	2,224	2,375	2,347	2,369	2,388
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	78			100	300	200				
	3. 繰 越 工 事 資 金	58	97	98	9	61	117				
	4. そ の 他	65	88	102	96	82	95	68	77	63	69
計 (F)	2,092	2,026	2,148	2,357	2,569	2,636	2,443	2,424	2,432	2,457	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (H)	50,994	49,681	48,471	47,311	45,763	44,389	42,519	40,943	39,111	37,415	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度 (計画前5年度) ( 決 算 )	平成18年度 (計画前4年度) ( 決 算 )	平成19年度 (計画前3年度) ( 決 算 )	平成20年度 (計画前々年度) ( 決 算 )	平成21年度 (計画前年度) ( 決 算 見 込 )	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分	収 益 的 収 支 分	2,846	2,734	2,654	2,654	2,587	2,514	2,378	2,337	2,304	2,288
	うち基準内繰入金	2,320	2,242	2,182	2,219	2,176	2,124	2,051	2,043	2,023	2,023
	うち基準外繰入金	526	492	472	435	411	390	327	294	281	265
資 本 的 収 支 分	資本的収支分	1,602	1,533	1,393	1,073	1,006	921	1,127	1,043	986	944
	うち基準内繰入金	428	408	363	312	327	238	192	173	182	191
	うち基準外繰入金	1,174	1,125	1,030	761	679	683	935	870	804	753
合 計		4,448	4,267	4,047	3,727	3,593	3,435	3,505	3,380	3,290	3,232

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
料金回収率 <sup>※</sup> (%)	93.9	94.3	94.5	91.8	93.7	93.1	86.1	87.1	88.6	89.0
資本費 (円又は%)	84	81	70	82	83	91	88	83	82	80
総収支比率(法適用) (%)	103.6	103.6	103.8	101.4	102.2	102.8	98.5	99.0	99.1	99.4
経常収支比率(法適用) (%)	103.6	103.6	103.8	101.4	102.2	102.8	98.5	99.0	99.1	99.4
営業収支比率(法適用) (%)	135.8	132.6	130.5	124.0	124.8	124.3	112.5	111.4	110.9	110.4
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)	42.3	41.2	40.2	40.3	40.3	38.9	37.4	37.0	36.6
	うち基準内繰入金 (%)	34.5	33.8	33.0	33.7	33.9	32.8	32.3	32.3	32.2
	うち基準外繰入金 (%)	7.8	7.4	7.1	6.6	6.4	6.0	5.1	4.7	4.5
	資本的収入分 (%)	30.9	31.6	26.2	26.2	28.8	12.2	26.6	33.0	37.4
	うち基準内繰入金 (%)	8.2	8.4	6.8	7.6	9.4	3.1	4.5	5.5	6.9
	うち基準外繰入金 (%)	22.6	23.2	19.4	18.6	19.5	9.0	22.0	27.5	30.5

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価<sup>※1</sup>／給水原価<sup>※2</sup>×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入<sup>※</sup>／汚水処理費<sup>※</sup>×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	本計画期間中の料金改定の予定はなし。 使用料収入については、近年の使用料実績から主に一般家庭の接続により基本使用料部分のみの増と考え、23年度以降は1千万円程度の増を見込んだ。
2 他会計繰入金の見込み	対象経費の雨水分について、繰入金を見込んだ。 対象経費：減価償却費は下水道築造及び改良計画により算定。支払利息は、利率を現行財政融資レートベースで1.9%、地方公共団体金融機構レートベースで2.0%とし算定。その他の経費(物件費等)については、各年度1%アップで算定。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	大規模投資については、本市が策定している第7次拡張事業計画等に基づいて投資額を算定。資産売却の予定はなし。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	職員給与費については、平成22年度はH22年8月現在の決算見込を反映させ、平成23年度以降の伸びは0.0%とした。 物件費・維持管理費等については、中島処理場分流施設稼働により平成23年度以降分を増加とした。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
  - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	<p>II③については、業務の見直し、組織の統合、施設の維持管理業務の委託化、再任用化など継続的な取組による適正な定員管理を行ってきた結果、平成22年度の下水道事業会計支弁職員は96人で5年前の104人に比べ7.7%の減少となっている。</p> <p>なお、平成22年度の職員数は「豊橋市上下水道事業中期計画」の目標数値(計画102人→実績96人)を達成したが、今後も継続的な取り組みを実施していく。なお、平成23年度から26年度における目標数値は93人である。</p>
○ 給与のあり方		<p>給与の適正化については、国の給与構造改革を踏まえ平成17年度に策定した経営改革プランに沿い、常に妥当性が高く、市民の理解が得られる給与制度への転換を図り、かつ、適正な給与水準を確保しながら、引き続き総人件費の抑制に努めていく。</p>
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<p>給料表の構造改革をはじめ、調整手当の廃止、地域手当・特殊勤務手当等の見直しに取り組み、総人件費の抑制に努めるとともに、能力・業績を給与へ適切に反映する取組に着手した。●給料表:年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給与構造への転換などの観点からすべての給料表を抜本的に見直し、18年度から実施(昇給カーブのフラット化、給料表の号給の細分化(4分割)、昇給期の一元化、枠外昇給制度の廃止)●地域手当:18年4月から調整手当の廃止と地域手当の新設(8%→7%)、H20年度見直し(7%→6%)、H21年度見直し(6%→5%)、H22年度見直し(5%→3%)●管理職手当:20年4月から定率制から定額制へ移行●特殊勤務手当:17年度に手当全体の総点検を実施、見直しを行ったところであるが、今後も引き続き検証していく。●通勤手当:17年4月から2km未満の支給廃止、20年4月から徒歩通勤者の支給廃止を実施。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	<p>平成20年3月に「技能労務職員等の給与等の現状と今後の取組について」を策定し公表を行った。</p> <p>●平成12年度、行政職給料表から技能労務職給料表(行II)へ移行することで、昇給間差額と高齢職員の給与水準の抑制を図った。●平成18年度、行政職と同様、国の給与構造改革を踏まえた給料表の抜本的見直しにより給料水準の引下げを行い、地域手当も見直した。さらに特殊勤務手当の全般的な見直しも行った。</p> <p>今後も引き続き業務の見直しを行いながら、嘱託職員や再任用職員を活用しながらマンパワーを維持しつつ、定員と給与の両面から総人件費の抑制に取り組んでいく。</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	<p>退職時特別昇給は平成16年6月1日に廃止した。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方	③	<p>職員の福利厚生制度である職員互助会について、H18年度から公費と職員掛金を折半化した経理と職員の掛金のみからなる経理に分けて事業を行うことにより、市民にも納得される内容となるように見直しを行った。その後も引き続き負担率、事業内容の見直しを行っている。H22年度は公費負担率、職員掛金率ともに0.1%ずつ引き下げた。</p> <p>豊橋市職員健康保険組合について、H18年度から福利厚生事業の見直しを行い、H19年度には健康保険料の事業主負担率を下げ、被保険者の負担率との折半化を実施した。そして、H21年12月1日に豊橋市職員健康保険組合を解散し、組合員掛金と事業主負担金の折半化されている愛知県都市職員共済組合に移行した。</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	①	<p>II①については、平成13年度の水道局と下水道局の統合、平成18年度の2課の統合による共通経費の削減等を実施した。</p> <p>今後は、処理場処理維持管理業務、管渠調査業務体制の見直し等により経営の効率化を図っていく。また、新技術の積極的な導入などにより公共工事のコスト縮減に取り組んでいくとともに、公的資金の繰上償還による支払利息の低減等を検討していく。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	④	<p>II④については、平成22年度末を予定している中島処理場分流処理施設の供用開始にあたり、野田処理場の運転保守業務民間委託の導入による職員の転属に加え、退職職員の再任用なども含めて、既存の合流処理施設との運転管理操作業務一元化を行う予定である。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	⑤、②	<p>本市の料金水準は、一般家庭使用料が1,858円(20㎡使用時)で中核市39市中32番目と低い水準にあり、使用料回収率は91.8%である(平成20年度『地方公営企業年鑑』より)。</p> <p>財政状況を見ると平成23年度以降単年度純損失が生じるも、繰越利益剰余金で賄える範囲であるため、本計画期間中での料金改定は考えず、現行の使用料体系を維持していく。また、収入確保のため、積極的な水洗化率向上対策を実施していく。具体的には、水洗化モデル地区に指定した現在整備中の地区を中心に、重点的な普及宣伝活動を展開するとともに、未接続者に対しては、戸別訪問及び文書等による断続的な接続要請を実施していく。</p> <p>平成23年度以降、分流処理施設の稼働により使用料回収率が低下するが、業務執行体制の見直しや処理施設管理のあり方についてさまざまな手法を検討し、より一層の経費の縮減に努め、使用料回収率を向上させる。</p>
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		<p>「豊橋市経営改革プラン」の取組状況を毎年報告するとともに、職員の給与実態、定員管理、予算・決算に係る財務状況等について議決の翌月に広報誌、ホームページなどで公開している。</p>
○ 行政評価の導入		<p>H12年度にモデルで実施し、H13年度から本格導入をしている。施策(124)・事務事業(約500)・細事業(約1,000)のすべてを評価対象としている。担当主査、課長、部長による評価を行い、評価結果を公表している。今後は、より最適な事業の選択と行政資源の効果的な配分を行う評価に取り組んでいく。</p>
4 その他		

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	業務の徹底した見直し、再任用職員の効果的な活用、給与の適正化や各種手当の見直しなどにより総人件費の抑制を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	現在、繰越欠損金や不良債務、資金不足は生じていないが、さらなる経営効率化のため、水洗化率向上対策等収入の確保に努めていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	拡張事業計画期間中のため多大な経費が必要であり、繰出しの解消は困難であるが、新技術の積極的な導入により公共工事のコスト縮減に努めるなどして節減を図っていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	259,790	263,803	267,372	267,372	271,100	272,900		276,600	278,700	280,800		
		A 増減		4,013	3,569	0	3,728	1,800		13,110	3,700	2,100	2,100	7,900
		水洗便所設置済人口(人)	249,612	252,282	256,455	256,557	260,700	262,700			266,300	268,300	270,300	
		B 増減		2,670	4,173	102	4,143	2,000		13,088	3,600	2,000	2,000	7,600
	②	水洗化率(%)	96.1	95.6	95.9	96.0	96.2	96.3		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		C 増減		-0.4	0.3	0.0	0.2	0.1		0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
		有収水量(m <sup>3</sup> )	28,220,937	28,448,894	28,363,383	27,933,659	28,973,000	29,093,000		872,063	28,540,000	28,660,000	28,780,000	-313,000
		D 増減		227,957	-85,511	-429,724	1,039,341	120,000			-553,000	120,000	120,000	
	③	使用料単価(円/m <sup>3</sup> ) (使用料収入/有収水量)	135	135	135	134	134	133		-2	134	133	133	0
		E 増減		-1	0	-1	0	0			1	-1	0	0
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)												
		F 増減												
	④	③ 収納率(%)	91.8	91.5	91.6	91.5	91.8	91.8		0.0	91.8	91.8	91.8	
		G 増減		-0.3	0.2	-0.2	0.3	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		④ その他( )												
		H 増減												
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	6,400,643	6,355,718	6,485,864	6,272,350	6,426,910	6,814,965		6,371,770	6,354,097	6,359,054		
		I 増減		-44,925	130,146	-213,514	154,560	388,055		414,322	-443,195	-17,673	4,957	-455,911
	⑥	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	25	24	24	23	24	25		0	23	23	23	
		J 増減		-1	0	-1	1	1		0	-2	0	0	-2
		汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費/有収水量)	143	143	147	143	141	156		13	153	150	150	-7
		K 増減		1	4	-4	-2	15		13	-3	-3	-1	-7
汚水処理原価(維持管理費)(円/m <sup>3</sup> ) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	65	66	70	67	70	78		14	75	76	77	-1		
L 増減		1	4	-3	3	8			-3	0	1	-1		
M 増減														
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料 回収率(%) (E/K×100)	94.3	94.5	91.8	93.6	94.6	85.6		87.1	88.6	89.0		
		当初計画の目標値		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		実績値	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0						
		延長計画の目標値								0.0	0.0	0.0	0.0	
経営の効率化	経営の効率化	企業債現在高(百万円)	49,681	49,558	48,277	46,850	45,616	44,350						
		当初計画の目標値		49,558	48,277	46,850	45,616	44,350						
		実績値	49,681	48,471	47,311	45,763	45,616	44,350		40,943	39,111	37,415		
		延長計画の目標値												
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料収入	3,816	3,842	3,852	3,862	3,872	3,882						
		改善効果額		26	36	46	56	66		229				
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
		③収納率の向上												
		④その他( )												
		改善効果額												
		管理運営費	6,401	6,441	6,468	6,491	6,427	6,815						
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	6,287	6,287	6,239	6,255	6,235	6,623						
		改善効果額		0	48	32	52	-336		-204				
⑤職員給与と費の適正化		12	12	12	12	-33		15						
維持管理費(上記以外)の適正化		-12	36	20	40	-303		-219						
⑥その他( )														
改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									25					
<参考>当初計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入												
		改善効果額												
		①有収水量の増加												
		②使用料の適正化												
	③収納率の向上													
	その他④( )													
	改善効果額													
	経営の効率化	管理運営費				6,272	6,427	6,815		6,372	6,354	6,359		
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの				468	449	435		435	435	435		
		改善効果額					5	32		32	32	32	133	
		⑤職員給与費の適正化					5	32		32	32	32	133	
		維持管理費(上記以外)の適正化												
		( )												
その他⑥(職員給与費の適正化②)														
改善効果額														
延長計画改善効果額 合計 A												133		
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B														
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C												800		
A + B + C												933		
＜参考＞延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)												933		

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

2 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

3 「経営の効率化」での他⑥の例:建設への削減(土・水・大気・廃棄物の削減)、土質の改良、技術開発の促進など。建設収支及び削減は除く。人、電気・機械設備等の計画の稼働による長寿化は可(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

4 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

5 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)

- ・使用料収入  
法適用事業 = 20表01行03列  
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの  
法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)  
法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方 財政状況を見ると平成23年度以降単年度純損失が生じるも、繰越利益剰余金で賄える範囲であるため、本計画期間中での料金改定は特に必要ないと考えているが、収入確保のため、積極的な水洗化率向上対策を実施していく。
- 民間委託の取組状況 平成23年度より野田処理場において運転保守業務の民間委託を導入予定。
- その他に記入された項目に関する取組等